

日本家族社会学会会費規定

第1条 日本家族社会学会（以下本会という）の会費は、本会会則21条に基づき、この規定による。

第2条 本会の通常会員の会費は、年額7,000円とする。ただし、学生の会費は年額5,000円とする。

2 通常会員のうち、常勤職にない会員は、会計年度ごとに所定の用紙を用いた本人からの申告によって、会費を5,000円に減額することができる。なお、常勤職にない会員には、日本学術振興会特別研究員は含まれないものとする。承認の可否については、日本家族社会学会事務局から会員本人に通知する。

第3条 顧問は会費の納入を要しない。

第4条 会員が不慮の災害に遭い、自治体ないしは所属機関の長の発行する被災証明を添えて申し出た場合は、理事会の承認を得て、直近の会費を1年間免除する。

第5条 本会の団体会員の会費は、年額10,000円とする。

第6条 本規定の変更は、総会の議を経ることを要する。

第7条 本規定は、平成3年7月21日より施行する。

改正 本規定は、平成11年4月1日より施行する。

改正 本規定は、2010年4月1日より施行する。

改正 本規定は、2016年4月1日より施行する。

改正 本規程は、2017年4月1日より施行する。

付則 1. 本規定にかかわらず、移行期間の特別措置として、1991年度の会費は、通常会員3,000円、大学院生1,500円とする。